

令和8年度第3回筑西市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年6月4日（木）午後1時28分 から 午後2時32分

2 開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3 出席委員（21人）

会	長	22番	水柿	重壽
委	員	1番	関口	均
		2番	高島	敏男
		4番	岩渕	進
		5番	坂入	進
		6番	齊藤	秀樹
		7番	赤城	美子
		8番	齊藤	一弥
		9番	中澤	保
		10番	栗島	菊雄
		11番	須藤	栄一
		12番	竹内	紀男
		13番	國府田	喜久男
		14番	高橋	修
		16番	稲見	くに子
		17番	寺内	美雄
		18番	秋山	員宏
		19番	宮山	繁治
		20番	大林	富子
		23番	蓮沼	俊男
		24番	新井	英雄

4 欠席委員（2人）

3番	永井	尚子
21番	瀬端	洋

5 議事日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 議案

議案第 14 号	農地法第3条の規定による許可について
議案第 15 号	農地法第5条の規定による許可について
議案第 16 号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第 17 号	現況確認証明（非農地証明）について
議案第 18 号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等計画案の提出について（一括方式）
議案第 19 号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等計画案の提出について（再配分）
議案第 20 号	令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

(4) 報告

報告第 11 号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第 12 号	農地法第4条の制限除外について
報告第 13 号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
報告第 14 号	非農地判断について

(5) 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長兼農地調整課長	澤部 明典
農地調整課庶務調整係 課長補佐	谷島 しづ江
農地調整課庶務調整係 主査	渡邊 久人
農地調整課庶務調整係 主任	大塚 早也佳
農地調整課庶務調整係 主任	渡辺 光紀

7、会議の概要

議 長

只今より、令和8年度第3回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。
只今の出席委員 21 名であります。これは、委員の過半数に達しておりますので、筑西市農業委員会会議規則 第6条の規定により、会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、3番 永井 尚子委員、21番 瀬端洋委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の澤部局長、谷島補佐、渡邊主査、大塚主任、渡辺主任の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日一日といたします。ご了承願います。

次に、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、16番・稲見 くに子委員と17番・寺内 美雄委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に、指名いたします。

次に、日程第3 議案第14号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

渡辺主任より説明させます。

渡辺主任

議案第14号、農地法第3条の規定による許可について、令和8年6月4日提出、筑西市農業委員会会長 水柿 重壽。次のページをお願いします。

番号1番から9番は保留となります。

番号：10番、権利：所有権移転有償、所在：木戸字根下、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：739 m²、外2筆、合計3筆、合計面積 4,299 m²、譲渡人又は貸主：筑西市茂田、譲受人又は借主：筑西市井上、経営面積、渡人：1,262 m²、受人：19,280 m²、受人の労力総数及び稼働数：1、1。

11番、所有権移転有償、海老江字宅内、畑、畑、227 m²、筑西市海老江、筑西市海老江、970 m²、54,143 m²、2、2。

12番、所有権移転有償、有田字谷中、田、田、263 m²、筑西市有田、筑西市有田、16,468 m²、9,370 m²、3、3。

13番、所有権移転有償、小川字前原、畑、畑、1,061 m²、筑西市小川、筑西市女方、3,948 m²、0 m²、1、1。

14番、所有権移転無償、嘉家佐和字出口、畑、畑、340 m²、筑西市嘉家佐和、筑西市嘉家佐和、10,901 m²、0 m²、2、2。

15番、所有権移転有償、大塚字根下、畑、畑、581 m²、筑西市深見、筑西市

茂田、46 m²、137,490 m²、1、1。

16 番、所有権移転有償、大谷字清太郎、畑、畑、1,363 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 7,615 m²、水戸市上国井町、筑西市下江連、60,066 m²、231,117 m²、3、2。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号 10 番から、調査委員の報告をお願いします。

齊藤一弥
委 員

8 番の齊藤です。

10 番について報告します。

6 月 28 日、関城支所におきまして、書類審査、その後、当事者に電話で確認をいたしました。

渡人に電話したんですが、当初電話に出ず、留守番電話に録音しておきましたところ、後日、連絡がありました。

その間に受人にも、電話で確認をいたしました。

渡人は土地の地元にも住んでおらず、旧下館の茂田の方に住んでいるそうです。高齢になりまして、農業を続けることができず、財産の管理、処分を現在進行しているとのことでした。

本人にも確認いたしましたので、許可相当と思われますが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

11 番をお願いします。

赤城美子
委 員

7 番赤城が、3 条の 11 番と 12 番について報告いたします。

5 月 29 日、明野支所内におきまして、書類審査を行いました。

まず、11 番について報告いたします。

現地は、受人の自宅のすぐ隣の土地で、建物と建物の間の土地です。受人から土地を譲って欲しいと持ちかけられ、快諾したそうです。後日、渡人に電話をし、申請に間違いのないことを確認しました。

書類に不備も見られず、許可相当と判断しますが、皆様方のさらなるご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、12 番について報告いたします。

現地は、周りを他の人の土地に囲まれた小さな土地で、今までは、隣に接している受人に耕作してもらっていたそうです。作りづらい土地で、受人に買って欲しいと話をもちかけ、話がまとまったそうです。後日電話にて申請に間違いのないことを確認しました。

書類に不備も見られず、許可相当と判断しますが、皆様方のさらなるご審議

のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長

13 番をお願いします。

高島敏男

2 番高島です。

委 員

13 番と 15 番を報告いたします。

初めに、ナンバー13 の案件ですが、今までこの土地は借用して、サツマイモを作っていたそうです。そういった経緯から、購入どうですかっというようなことで、話したところ、今まで借用していたので、スムーズに購入の方がまとまったというようなことを言っていました。

また、ナンバー15 の案件ですが、受人の方、この前も何か話があったと思うんですが、●●●●●●●●はゴルフ場です。

それで、正式には事務所の方は、■■■■■■■■が正解なので、もし、▲▲の案件の際には、この事務所の方に連絡を入れてください、ということ言われました。

この土地も代々お願いして作っていたところなんです、渡人の方が、父も亡くなり、自分も手に負えないってことが分かったので、やっぱり譲り渡したいっていうことで、買っていただいた、というようなことです。

どちらも書類にも不備がなく、問題なしと思いますが、さらなる皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長

14 番をお願いします。

関口 均

1 番、関口です。

委 員

14 番について発表します。

先月 28 日に、書類審査をし、現地調査を行いました。

現地は受人の住まいの、道路を挟んだ東側の場所であります。周りに住居もあり、問題のないところであります。

後日電話で、渡人に間違いのないことを確認しました。

受人の方は電話に出ないもので、直接行って、男親から、間違いのないことを確かめました。ゆえに、14 番は許可相当と思われますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

16 番をお願いします。

坂入 進

5 番坂入です。

委 員

3 条の 16 番を報告いたします。

先月 28 日に書類審査をいたしまして、後日、受人に電話の確認をいたしました。受人は、地元の若手の担い手でありまして、規模拡大によるものでございます。渡人は農林振興公社となっております。

特に問題はないと思われませんが、さらなる皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 14 号 受付番号 10 番から 16 番を採決いたします。

議案第 14 号 受付番号 10 番から 16 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委 員

(挙手全員)

議 長

挙手全員。議案第 14 号 受付番号 10 番から 16 番を原案どおり許可することに決しました。

次に、議案第 15 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

渡邊主査より説明させます。

渡邊主査

議案第 15 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 8 年 6 月 4 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿 重壽。

次のページをお願いします。

番号 1 番は、取下げ願が出されております。

続く、番号 2 番と番号 3 番は、同一事業者による申請でございますので、併せて説明させていただきます。

番号 2 番、権利：所有権移転有償、所在：嘉家佐和字野殿前、登記簿地目：畑、現況：畑、面積：1,488 m²、譲渡人：筑西市野殿、譲受人：東京都中央区京橋、転用事由：太陽光発電設備。

番号 3 番、所有権移転有償、嘉家佐和字野殿前、畑、畑、1,546 m²、筑西市

野殿、東京都中央区京橋、太陽光発電設備。

申請地は、県西生涯学習センターの南、約 1.4 km、旧国道 294 号線の東、約 100m に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。番号 2 番と番号 3 番の申請地は、隣接しております。

申請者は、市外に本店を置き、太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく、申請地が適地と判断し、申請するものです。

番号 4 番、所有権移転有償、板橋字大久保、畑、畑、111 m²、筑西市板橋、筑西市板橋、駐車場。

申請地は筑西市役所関城支所の東、約 200m、ペアロード沿い南側に位置する 300m 以内に市役所庁舎のある第 3 種農地です。

申請者は、申請地付近で製造業を営む法人で、事業拡大に伴い、駐車場を確保すべく申請するものです。

番号 5 番、所有権移転有償、幸町 3 丁目、畑、畑、435 m²、筑西市飯島、栃木県真岡市熊倉 1 丁目、自己住宅。

申請地は下館工業高校の西、約 500m、幸町の東の環七北通り沿いの西側に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、現在、市外の借家にて生活しておりますが、将来を見越し、新たに自己住宅を建設すべく申請するものです。

番号 6 番、所有権移転有償、字京田、畑、雑種地、501 m²、愛知県愛知郡東郷町、筑西市乙、資材置場。

申請地は筑西市役所の北西、約 1.2km、国道 294 号線の東側、約 50m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は 23 年前から隣接する土地でリフォーム業を営んできましたが、申請地の登記地目が畑のままであったことに気付かず、今後も資材置場として使用を続けるため、今般、申請地を譲り受けるにあたり、始末書を添えて、申請するものです。

番号 7 番、所有権移転有償、嘉家佐和字出口、畑、畑、499 m²、筑西市嘉家佐和、筑西市嘉家佐和、自己住宅。

申請地は、関東鉄道大田郷駅から線路沿い南に約 1.8 km、線路から約 300m に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、申請地の近隣の妻の実家に、妻の親と同居しておりますが、将来を見越し、新たに自己住宅を建設すべく申請するものです。

番号 8 番、使用貸借権、板橋字塚回、畑、畑、497 m²、筑西市板橋、東京都

足立区花畑、自己住宅。

申請地は、筑西市役所関城支所の南東、約 400m、船舟新道から約 30mに位置する 500m以内に市役所庁舎のある第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、現在市外の借家にて生活しておりますが、将来を見越し、新たに自己住宅を建設すべく申請するものです。

番号 9 番、所有権移転有償、深見字館野、畑、畑、335 m²、外 7 筆、合計 8 筆、合計面積 2,897 m²。筑西市深見ほか 3 名、筑西市茂田、農業用倉庫。

申請地は茨城県西部メディカルセンターの北、約 300m、筑西幹線道路の東側に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。

申請者は、現在茂田地内を拠点に農業を営んでおりますが、市内各所に農地を有しており、通作の便のいい場所に農業用倉庫を建設すべく申請するものです。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号 1 番から、調査委員の報告をお願いします。

関口 均
委員長

1 番、関口です。

渡人受人が同一人物なので、2 番 3 番同時に発表します。

先月 28 日に書類審査、後日電話で聞き取り調査をしました。

現地は、以前は米が作られていましたが、最近では何も作られていません。草畑一面です。2 番 3 番の畑で、去年はサツマイモ畑でしたが、この辺り、第 2 種農地であるということで、渡人・受人に電話で聞いたところ、2 番 3 番、特に間違いはありませんでした。第 2 種農地であるため、太陽光発電設備はできるということになっております。2 番 3 番ともに、渡人、受人に電話連絡をして書類に間違いがないことを確かめました。

よって当案件は、許可相当と思われますが、さらなる皆様のご審議をお願いします。

それと 7 番ですが、これは、先ほどの 3 条の 14 番で発表したものと関連しております。先ほどの 3 条の件では、所有権移転は無償でありましたが、こちらは、所有権移転有償になっております。

一応、親戚同士ということで、3 条の方は無償にして、こちらの 5 条は、有償ということですね。3 条の 14 番で発表したとおり、何ら問題はありません。受人の自己住宅ということで、許可相当と思われますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

4 番をお願いします。

竹内紀男
委 員

12 番竹内です。

4 番について報告いたします。

先月の 28 日に関城支所において、書類審査と現地を確認いたしました。

後日ですね、渡人に電話で、確認を取り間違いないということでした。

書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、さらなる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

5 番をお願いします。

大林富子
委 員

20 番の大林です。

5 番について報告いたします。

先月 28 日に書類審査、及び現地調査を行いました。現地は道路に面した畑であり、隣接する南側は、住宅建設中の住宅が立ち並ぶ一角にありました。

後日、渡人に電話にて内容に間違いないことを確認いたしました。

書類に不備もなく、許可相当と判断しますが、皆様のさらなるご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長

6 番をお願いします。

高橋 修
委 員

14 番高橋です。

私からは、6 番と 9 番について報告いたします。

5 月 28 日に書類審査及び現地確認を実施しました。

まず、6 番ですが、渡人に電話連絡したところ、愛知県の方で、祖父から相続した土地を、受人の申し出によりまして、行政書士事務所を通して、売り渡すことにしたとのことで間違いないとのことでした。

続いて 9 番についてですが、渡人は 4 人おりまして、それぞれ電話連絡し、3 人の方が申請のとおり間違いないとのことでしたが、1 人女性の方が連絡が取れず、受人に連絡したところ、その方をよくご存じで折り返し電話していただくよう、電話していただきましたが、やはり電話に出ていただけなかったとのことで、後日、その方に確認を取りたかった旨、話をしてくれるとのことでした。

また同時に、受人に確認するにあたりまして、この連絡先は、やはり関連するゴルフ場になっておりまして、内容は通じず、以前同様に、関連する商事会社の連絡先を聞きまして、電話しまして、農園の担当者がいるとのことで代わっていただきまして、連絡が取れなかった渡人の件と、申請の内容を確認したところ、取得転用目的は、農業用倉庫と収穫物の保管に使用するとの

	ことで、申請のとおり、間違いのないことでした。 これら、6 番 9 番とも書類に不備もなく、それぞれ許可相当と判断いたしますけれども、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。 以上です。
議 長	8 番をお願いします。
栗島菊雄 委 員	10 番栗島です。 先月の 28 日に書類審査、現地を確認し、後日、渡人の方に電話連絡で確認をして参りました。渡人と受入は親子関係で、受入が自己住宅を、渡人の土地を使用貸借で借りて建てるということです。 書類にも不備もなく、許可相当かと思います。申請どおりの、報告に間違いのないことをご報告申し上げます。以上です。
議 長	調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたらお願いします。
委 員	「異議なし」
議 長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。 議案第 15 号 受付番号 2 番から 9 番を採決いたします。 議案第 15 号 受付番号 2 番から 9 番は 30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする こと、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。 (挙手全員)
議 長	挙手全員。議案第 15 号 受付番号 2 番から 9 番は県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。 次に、議案第 16 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を上程いたします。 それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長	渡邊主査より説明させます。

渡邊主査	議案第 16 号、農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について、令和 8 年 6 月 4 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿 重壽。 次のページをお願いします。 番号 1 番、権利：所有権移転、所在：小川字空拓山、登記簿地目：畑、現況：田、面積：308 m²、譲渡人：筑西市小川、譲受人：筑西市女方、転用事由：自己住宅。 本件は、その持ち分が当初 1/2 ずつでしたが、受人のうち 1 人のみに変更することによる申請です。以上です。
議 長	只今、事務局より説明がありました。 受付番号 1 番について、調査委員の報告をお願いいたします。
國 府 田 喜 久 男 委 員	13 番國府田です。 この件は今、事務局で話しをしましたように、一旦通ったやつを、全面的に 1 人にしただけということで間違いないってことでした。 ですからこれは、許可相当だと思いますので、以上、よろしくお願いします。
議 長	調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたら、お願いいたします。
委 員	「異議なし」
議 長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。 議案第 16 号 受付番号 1 番を採決いたします。 議案第 16 号 受付番号 1 番は原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。
委 員	(挙手全員)
議 長	挙手全員。よって議案第 16 号 受付番号 1 番は、原案どおり「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を許可することに、決しました。 次に、議案第 17 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。 それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

渡邊主査より説明させます。

渡邊主査

議案第 17 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和 8 年 6 月 4 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いします。

番号 1 番、所在：二木成字弁天、登記簿地目：田、現況地目：宅地、面積：500 m²、判定地目：宅地、利用状況：住宅敷地、所有者：筑西市二木成。

申請地は、JR 水戸線下館駅の南、約 300m、下館トレーニングセンターの道路を挟んだ西側の土地です。

20 年以上、農地ではないとして課税証明書を添付し、証明願が出されております。

番号 2 番、猫島字本田、畑、宅地、1,025 m²ほか 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,156 m²、宅地、住宅敷地、筑西市猫島。

申請地は、筑西市役所から南東に約 7km。県道石岡筑西線の南、500m に位置する土地です。

平成 13 年には農地ではないとして航空写真を添付し、証明願が出されております。

番号 3 番、猫島字本田、畑、宅地、498 m²、宅地、住宅敷地、筑西市猫島。

申請地は番号 2 番と地続きの土地です。平成 13 年には農地ではないとして航空写真を添付し、証明願が出されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号 1 番から調査委員の報告をお願いいたします。

高島敏男
委員

2 番高島です。

先月、現地確認をして参りました。

ここは、2 反歩ぐらいの田を植えられている、田んぼの真ん中にぽつんと立っているような家でした。

古屋の方もトタン張りの小屋なんですが、トタンの方もかなり錆びていて、また、ここの土地、宅地そのものが、宅地課税ということでされていて、基本的には 20 年以上過ぎてます。というようなことで農地法の農地に該当しません。

証明の発行には問題ないと思います。

よろしくをお願いいたします。

議長

2 番をお願いします。

赤城美子
委 員

7 番赤城が 2 番と 3 番について報告いたします。

去る 5 月 29 日に明野支所内におきまして、書類審査を行いました。

現地は以前に何度も相談を受けていた場所でした。2 番と 3 番の申請人は兄妹で、現地は地番からもわかるように、1 ヶ所にまとまっており、地続きの土地です。庭木が植わっており、住宅の一部として、25 年以上前から使われていたことが、添付された航空写真からも伺えます。

先月、現地を確認してきました。その際に同行した農業委員・推進委員、皆が、非農地証明の発行は可能であろうとのことでした。

書類に不備も見られず、非農地証明の発行は可能と思われますが、皆様方のさらなるご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 17 号 受付番号 1 番から 3 番を採決いたします。

議案第 17 号 受付番号 1 番から 3 番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

委 員

（挙手全員）

議 長

挙手全員。よって議案第 17 号、受付番号 1 番から 3 番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第 18 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）」を上程いたします。

なお、議案第 18 号は、4 番議席・岩渕 進委員、8 番議席・齊藤 一弥委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規程により、除斥を願います。

午後 2 時 9 分除斥

議 長

それでは、事務局より説明願います。

事務局長

谷島補佐より説明させます。

谷島補佐

議案書の 15 ページをお開き願います。

議案第 18 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について」（一括方式）。令和 8 年 6 月 4 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿 重壽。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積等促進計画（案）・総括表（申請）について、ご説明いたします。

農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。

今回、農地中間管理機構を介した農地の貸付けにおいて、契約開始日につきましては、新規のものは、令和 8 年 8 月 1 日、中間の貸借更新のものは令和 8 年 12 月 1 日がそれぞれ開始日となり、総括表が示してございます。

現況地目は田及び畑で、各設定区分の合計数のみ、読み上げをいたします。

まず新規でございますが、契約が 3 年未満のものが 2 筆、1,556 ㎡、3 年以上 6 年未満のものが 3 筆、4,438 ㎡、6 年以上 10 年未満のものが、3 筆、4,354 ㎡、10 年以上のものが、424 筆、682,358 ㎡。合計 432 筆、692,706 ㎡でございます。

続いて中間の貸借更新でございますが、契約が 3 年以上 6 年未満のものが、3 筆、15,165 ㎡、10 年以上のものが、368 筆、492,267 ㎡。合計 371 筆、507,432 ㎡でございます。

明細につきましては、17 ページから 39 ページに記載のとおりでございます。

詳細につきましては、省略させていただきます。

以上でございます。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたら、お願いいたします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 18 号を採決いたします。

議案第 18 号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）」を賛成の委

員は挙手を願います。

委 員

(挙手全員)

議 長

挙手全員。よって、議案第 18 号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）」を決定することに、決しました。

ここで 4 番議席・岩渕 進委員、8 番議席・齊藤 一弥委員の除斥を解きます。

午後 2 時 14 分解除

議 長

次に、議案第 19 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

谷島補佐より説明させます。

谷島補佐

議案書の 40 ページをお開き願います。

議案第 19 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について」（再配分）。

令和 8 年 6 月 4 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿 重壽。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積等促進計画（案）・総括表（申請）について、ご説明いたします。

農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。

再配分されたものの契約開始日は、令和 8 年 8 月 1 日でございます。

現況地目は田及び畑で、各設定区分の合計数のみ読み上げをいたします。

3 年未満のものが 22 筆、52,440 m²、3 年以上 6 年未満のものが、54 筆、120,084 m²、6 年以上 10 年未満のものが、122 筆、96,535 m²、10 年以上のものが 8 筆、4,630 m²、合計 206 筆、273,689 m²でございます。

明細につきましては、42 ページから 46 ページに記載のとおりでございます。詳細については、省略させていただきます。

以上でございます。

議 長	只今、事務局より説明がありました。 ご質疑がありましたら、お願いいたします。
委 員	「異議なし」
議 長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。 議案第 19 号を採決いたします。 議案第 19 号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）」を賛成の委員は挙手を願います。
委 員	（挙手多数）
議 長	挙手多数。よって、議案第 19 号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）」を決定することに、決しました。 次に、議案第 20 号「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を上程いたします。 それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長	谷島補佐より説明させます。
谷島補佐	議案書の 47 ページをお願いいたします。 議案第 20 号、令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、令和 8 年 6 月 4 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿 重壽。次のページをお開き願います。 I 農業委員会の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）。 1 令和 7 年度の農業委員会の体制につきましては、農業委員定数 24 名（実数 24 名）、農地利用最適化推進委員が、20 地区で 20 名でございます。 2 農家・農地等の概要でございますが、農林業センサス、農業構造動態調査、及び農地台帳等から数値を記入しております。 次のページをお開き願います。 II 最適化活動の実施状況 1 最適化活動の成果目標。 （1）農地の集積 ①現状及び課題

管内の農地面積 11,100ha、これまでの集積面積 7,053ha、集積率 63.5%。

課題といたしましては、「面的集積など担い手農家への集積は徐々には進んでいるが、まだまだ農地が分散傾向にあり、作業効率が良好とはいかない状態である。地域計画に位置付けられた地域の中心となる担い手への利用集積が行われるよう、農地中間管理機構を積極的に活用し集積を加速させる。」としておりました。

②目標及び③実績

集積目標 7,099 ha に対し実績 7,400ha、達成状況 104.2%でございます。

農業委員会の点検結果につきましては、「農地中間管理機構を活用し、担い手へ農地集積を働きかけたことにより、目標値を達成することができた。」としております。

(2) 遊休農地の発生防止・解消

①現状及び課題

1号遊休農地面積 41.73ha、うち緑区分 30.46ha、黄区分 11.27ha。

課題といたしましては、「農業者の高齢化と後継者不足、不在村地主や未相続の農地により、毎年新たな遊休農地が発生している。遊休農地発生防止の呼びかけと地域の実情把握に努めることが重要であり、速やかな所有者への指導と共に、一時的な解消とならないよう導入作物の提示などを行う必要がある。農地中間管理機構を活用し遊休化の予防及び解消に取り組む。」としておりました。次のページをお開き願います。

②目標及び③実績

解消目標面積は、4.42ha でございます。

目標に対して、遊休農地の解消実績面積は 4.43ha、達成状況は 100.2%でございます。

農業委員会の点検結果は「解消面積が 4.43ha 解消したが、新規発生面積が 6.0ha と新たな遊休農地の発生も見られた。農地の活用と共に新規発生を未然に防止するよう努力したい。」としております。

(3) 新規参入の促進について

①現状及び課題につきましては、「地域計画と併せて新規就農者の確保を進める。毎年新規参入者数は増加しており、今後も農政担当課及び農協・普及センターと連携し、新規の青年就農者及び女性や定年帰農者のさらなる掘り起こしを図る必要がある。」としておりました。

②目標及び③実績は、新規参入者への貸付目標農地面積 38.4ha に対し、貸付けた農地面積の実績は 0.86ha、達成状況は 2.2%でございます。

新規参入の状況につきましては、令和6年度の新規参入者数は9件、取得面積は2.14ha でございます。

農業委員会の点検結果は「個人の新規就農者 11 件の登録があった。引き続

き、新規参入者相談会等へ参加し、積極的な相談・案内等をしていきたい。」としております。

2 最適化活動の活動目標。

委員が最適化活動を行う日数目標は1ヶ月で10日以上となっております。活動強化月間は3回で9月を遊休農地の解消、12月を新規参入の促進、12月を農地の集積としておりました。

実績といたしましては、時期のずれ込みがあったものの、ほぼ目標どおりの結果となっております。

新規参入相談会へは2回参加することができ、近隣の市町村と連携して新規の就農者獲得に向け積極的に行動いたしました。

すべての目標の達成状況の評語としましては、「目標に対し期待を上回る結果が得られた。」

推進委員等の点検・評価結果としましては、「目標に対して期待とおりの結果が得られた。」とそれぞれしております。

こちらの評価等につきましては、令和5年3月9日、農林水産省 農地政策課長通知「農業委員会による最適化活動の推進等についての一部改正について」の別表より適用し記入しております。

以上が「令和7年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況」でございます。

本日、議決が得られましたら、国へ報告し、筑西市ホームページ及び全国農業会議所ホームページで公表いたします。以上でございます。

議 長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会・蓮沼委員長より審議の報告を、お願いいたします。

蓮 沼
農政企画
審議会
委員長

本日開催いたしました農政企画審議会において、議案第20号「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を協議・検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことを報告いたします。

議 長

蓮沼委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案20号について、ご質疑がありましたら、お願いいたします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 20 号を採決いたします。

議案第 20 号は、原案どおり「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を賛成の委員は挙手を願います。

委 員

(挙手全員)

議 長

挙手全員。よって、議案第 20 号は原案どおり、「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を決定することに、決しました。

次に、日程第 4、報告第 11 号から第 14 号を事務局より説明願います。

事務局長

谷島補佐より説明させます。

谷島補佐

初めに 54 ページをお開き願います。

報告第 11 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、令和 8 年 6 月 4 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿 重壽。

次のページをお開き願います。

届出受理件数は 9 件でございます。

これは市街化区域内における権利移動を伴う転用で、自己住宅 2 件、工場敷地 1 件、車両置場 1 件、駐車場 1 件、太陽光発電設備 3 件、蓄電設備 1 件でございます。

次に 58 ページをお開き願います。

報告第 12 号 農地法第 4 条の制限除外について、令和 8 年 6 月 4 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿 重壽。

次のページをお開き願います。

届出受理件数は 1 件で、2 アール未満の通作用駐車場への転用でございます。

次に 60 ページをお開き願います。

報告第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、令和 8 年 6 月 4 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿 重壽。

次のページをお開き願います。

61 ページから 77 ページにかけまして合意解約の通知のありました件数、30 件でございます。

次に 78 ページをお開き願います。

報告第 14 号 非農地判断について、令和 8 年 6 月 4 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿 重壽。

議 長

次のページをお開き願います。
非農地判断件数2件でございます。
現地調査を実施し、当該農地が山林化等により耕作に資することができない状態であるため、非農地判断を行ったものでございます。
説明は以上でございます。

報告第11号から第14号につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

以上で、今定例会の案件は全て議了いたしました。

これをもちまして令和8年度第3回筑西市農業委員会定例総会を閉会いたします。

委員のみなさま、長時間にわたるご審議、大変お疲れさまでした。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和8年6月4日

議 長

署名委員

署名委員